

令和6年3月より大和市からの口座振込方法を変更します

※病院事業、下水道事業を除く

1. 概要

公金振込手数料の有料化に伴い、大和市からの振込について、同一支払日に同一口座への振込が複数ある場合、まとめて振込みをさせていただきます。

2. 対象条件

- (1) 支払日が同一であること
 - (2) 振込先の口座情報（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）がすべて同一であること
- ※担当部署の振込手続き方法により同一の振込先であっても、合算されない場合があります。

3. 通帳印字について

次のとおり変更となります。

振込日	振込名義	振込金額
3月8日	ヤマトA課	5,000円
3月8日	ヤマトB課	5,000円
3月8日	ヤマトC課	10,000円

案件ごとに担当課と金額が印字されます。



振込日	振込名義	振込金額
3月8日	ヤマトシ	20,000円

振込名義が「ヤマトシ」となり、金額が合算されます。

4. 適用年月日

令和6年3月8日（金）振込分より

案件や金額等の確認が必要な場合は、大和市会計課までお問い合わせください。

公金振込手数料削減のため、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

大和市会計課 出納資金係
電話:046-260-5143